

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

個人情報保護委員会（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理番号

65

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

個人情報の取扱いの法律による一元化

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

個人情報保護委員会、総務省

求める措置の具体的内容

現在、各地方公共団体が条例で定めている地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについて、法律により一元化を図ること。

具体的な支障事例

地方公共団体(以下「団体」という。)が保有する個人情報の取扱いについては、各団体が条例によって定めており、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定以前に条例を制定した団体も多く存在することから、その取扱いが団体ごとに異なる点がある。多くの団体において、個人情報保護制度はプライバシー保護の観点により運用されており、個人情報の利活用については知識や経験が不足している。

また、国又は都道府県が実施する施策等において、区市町村が保有する個人情報を活用する際、個人情報の目的外利用に当たる場合、必要な手続きが地方公共団体によって異なり、事業実施までの労力やスケジュールが団体間で異なることがある。

たとえば、所得制限のあるプレミアム商品券配布対象世帯の抽出にあたって、本来迅速な政策効果を求めるべき国の経済対策においても、当市においては例外なく個人情報保護委員会の審査手続きを経る必要があり、庁内情報連携の煩雑さがスピーディな施策展開への支障となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体が保有する個人情報について、法律により全国統一的な取扱いが可能になれば、個人情報の目的外利用の解釈の違いは生じず、団体が保有する個人情報を活用する場合において、異なる解釈による利活用が防げるほか、個人情報の目的外利用の手続きが確立されることにより、事務の効率化が図られる。

また、国の統一的な制度の下で運営されることにより、個人情報を利用される側にとっても、その透明性が向上する。

根拠法令等

個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

須賀川市、三鷹市、浜松市、亀岡市、長岡京市、徳島県、長与町、竹田市

○自治体別に解釈が異なっているのは事務を行う上で問題があるため国の統一的な制度を希望する。

○例えば、近年、全国で大規模災害が頻発する中で、災害時の安否不明者や死者の氏名を公表するか否かは各自治体の判断に委ねられているが、大半の自治体はそれぞれの個人情報保護条例で、生命や身体の保護に必要な場合には本人の同意なく個人情報を第三者に提供できるとの例外規定を設けているものの、家族らとのトラブルを恐れて氏名公表をためらう例も少なくない。しかしながら、自治体によって対応が異なると混乱が生じかねないことから、令和元年7月の全国知事会議において、国に対し、災害時の安否不明者や死者の氏名公表に関する統一基準の作成等を求める提言を採択したところである。このようなことから、災害時に限らず自治体によって個人情報の取扱いの判断が分かれる場合においては、国による一定の基準作りが必要と考える。

○個人情報の定義について、例えば「死者情報」は当町では生者に係る個人情報と同等の保有・利用を条例制定当初から行っており、近隣団体では「(保有)個人情報」の定義から外れるなど、取扱いの差があることから、転出入者の混乱を招く要因となっている。近年、住民側の民事手続上の事情から、死者情報の開示希望件数が増加しており、町条例の運用はもとより、前述の他団体との取扱いの差から対応に苦慮する場面が多い。本提案市の示される利用の局面においても、条例改正では団体間の取扱いの差という点は解消されず、また、同改正は一見して保護水準を落としているかのように見えるため、当町においては、民主的理解を得るのが困難であるのも事実である。

○全国共通の事務でありながらも取扱いが異なるため、本市においてもプレミアム商品券事業実施にあたり、個人情報の電算処理委託について個人情報保護委員会に至急諮問を行った。また、特別定額給付金事業実施においても、緊急事態宣言中、持ち回り審議により個人情報保護委員会への諮問を行った。両案件とも迅速な対応を求められ、委員や職員の労力が費やされた。今後、地方公共団体の条例に配慮いただきながら、国の施策で個人情報を取り扱う事業等、限定的な法整備を求める。